

管理組合の掲示物が裁判に与えた影響

2 - 5 棟 藤井敦子

- 1、平成29年8月18～10月初旬まで掲示された広報（下記補足を参照）
- 2、平成29年10月初旬から現在まで掲示されているポスター
- 3、1の広報が掲示されたのち9月15日に2号棟の1・2階に配布されたもの
- 4、証拠説明書

平成29年11月21日、A家が藤井家を4500万円で提訴。藤井家による副流煙被害（損害）があったことを示すため、管理組合の掲示物が医師の診断書（甲1～3号証）と共に甲5・6号証として裁判所に提出された。

5、訴状

「10 自宅（自室）への復帰」6行目から管理組合協力についての記載有り。

6、管理組合における記録（当時の議事録より）

提訴を受け翌12月、被告弁護士から議事録を調べるよう指示があり提出したもの。

（補足）受動喫煙症はWHO・厚労省にも認可されておらず、日本禁煙学会という団体（学会ではなく社団法人）が独自に掲げている病である。その「自己申告だけで診断書を書いてよい」という受動喫煙症診断基準は、何ら客観的根拠がないと私達の裁判において横浜地裁・東京高裁により断罪され判決は確定。A家全面敗訴

当時の管理組合が原告だけの主張を聞いたことにより無自覚にも冤罪事件に加担した形となっている。今後は再発防止のため、トラブルの双方・現場を確認するよう引き継いでゆくことを要望いたします。